# 委員会インターネット中継について

## 1 実施方法・時期

(1) 実施方法

ライブ中継及び録画中継を実施。

(2) 実施時期

ア 決算特別委員会、予算委員会

平成29年第3回定例会から試行実施、平成30年度より本格実施

イ 議会運営委員会、常任委員会、特別委員会

平成30年第3回定例会から試行実施、平成31年第1回定例会より本格実施

・議会運営委員会 平成30年9月7日より試行実施

・常任委員会 平成30年9月28日より試行実施

・特別委員会 平成30年10月5日より試行実施

| 年月                        | 平成29年度         |                | 平成30年度    |              |          |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------|--------------|----------|
| 実施委員会                     | 4 5 6 7 8 9    | 10 11 12 1 2 3 | 4 5 6 7 8 | 9 10 11 12 1 | 2 3      |
| 決算特別委員会<br>予算委員会          | (工事・整備)        | 試行実施           | 本格実施      |              |          |
| 議会運営委員会<br>常任委員会<br>特別委員会 | (人員体制·運用面等の整備) |                | (工事・整備)   | 試行実施         | 本格<br>実施 |

#### 2 議会運営委員会、常任委員会、特別委員会における中継について

(1) 中継画面への掲載情報

インターネット中継画面のほか、その横に委員会名や議事日程などを表示。 委員の座席表(PDFファイル)へのリンクを掲載。

### (2) 中継の対象

ア 委員会開会時とする。

イ ライブ中継時の開会前は「まもなく開会します」との画面を表示し、 休憩時は、「ただいま休憩中です」との画面に切り替える。

ウ 委員会が深夜まで及ぶ場合においても、原則中継を実施する。

#### (3) 中継の対象としない場合

ア 急遽の開催により、配信準備にいとまがない場合。

- イ 当該委員会において秘密会とする議決がなされた場合。
- ウ 当該委員会においてインターネット中継を行わないと決定した場合。